

損益通算の控除順序における機能的検討 — 所得税法施行令 198 条を中心として —

学芸学部 ライフプランニング学科 越智 砂織

要旨：本論文は、雑所得が損益通算を回復させる重要な所得であり、それを損益通算の対象としたことから、損益通算の手続きについて、損益通算の控除順序の理論的考え方と改正所法令 198 条の技術的考え方を論じたものである。

論文では、改正所法 69 条を受けて、所法令 198 条の改正の必要性について述べた。

損益通算の控除順序の理論的考え方として、分類の根拠について3つの解釈があり、その中でも所得類型に基づいて2つに分類されると提案した。

新しい損益通算の控除順序は、雑所得が総合所得税の立場から創設された所得であることから、経常的所得から除外して、雑所得は経常的所得以外の所得から控除することとした。

キーワード：損益通算、控除順序、所得税法施行令、経常所得、所得概念

1 はじめに

1-1 所法令 198 条の改正の必要性—

本論文は、拙稿「所得税法 69 条の理論的検討と損益通算制度の再構成」¹の結果を受けて、損益通算の手続きについて、控除順序の理論的考え方と改正所得税法施行令（以下、「所法令」という）198 条の技術的考え方を論じたものである。

拙稿では、分類所得税を出発点として分類されたすべての所得を損益通算の対象所得とし、その対象範囲を拡大するという提案を行った。ただし、すべての所得を損益通算の対象所得としたとしても（所得税法（以下、「所法」という）69 条の立法的措置）、各種所得の計算規定が改正されない限り²、現行の損益通算と何ら変わることはない。なぜなら、現行損益通算の対象となっていない所得は、所得計算上、マイナスの損失金額（総収入金額－必要経費等）が生じない所得だからである。そこで、雑所得の精緻化を行い、趣味に係る必要経費および資産損失を損益通算の対象から除外し、雑所得のマイナスの損失金額を損益通算の対象とすることにした。そのため、必然的に所法令 198 条（損益通算の順序）の規定についても改正する必要がある（所法令 198 条の立法的措置）。そこで、本論文では、各種所得はどの順序で損益通算されることが総合所得税および分類所得税を融合させる制度として望ましいかについて検討する。

1-2 所法令 198 条の概要

現行所法令 198 条は損益通算の順序について、以下のように規定している。

1 回目の通算は、不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、これをまず他の利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額及び雑所得の金額（以下この条において「経常所得の金額」という。）から控除する。

2 回目の通算は、譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、これをまず一時所得の金額から控除し、1 回目の通算でなお控除しきれない損失の金額があるときは、譲渡所得の金額及び一時所得の金額から順次控除する。

3 回目の通算は、1 回目の通算および 2 回目の通算でなお控除しきれない損失の金額があるときは、山林所得の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、退職所得の金額から控除することとしている。

このように、所法令 198 条では、現行の 10 種類の所得を経常所得とそれ以外の所得に分類している³。経常的所得は、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得および雑所得とされており、この所得の中で損益通算が可能な所得、すなわち所得計算上、収入金額から必要経費等を控除してマイナスの損失金

額が生ずる所得は、不動産所得および事業所得である。これらの所得は、マイナスの損失金額が生ずると想定されており、他の所得金額からそれらのマイナスの損失金額を控除することによって、損益通算たらしめている。それ以外の経常的所得は、所得の性質上、マイナスの損失金額が生じないという発想のもと計算規定が設けられており、損益通算の控除の可能性がまったくない。

さて所法令 198 条は、昭和 27 年の改正において経常的所得の損益通算、臨時的所得の損益通算によるグループ別の損益通算の控除順序が規定された⁴。

グループ別の規定は、

「…、(イ) 今回の所得税法の改正によって臨時的所得である譲渡所得・山林所得及び一時所得について、その負担を軽減するなどの趣旨から十萬円の控除が認められることとなった結果、その控除の趣旨を生かし実益のある損益通算の方法を採る必要があったこと及び、(ロ) 従来の損益通算はまず変動所得から損失を控除することとしていたのであるが、これは変動所得について平均課税を認めている趣旨を充分生かさないものであって、変動所得についてできる限り平均課税の方法による余地をのこすことがその趣旨に合致するものであることなどの理由から、今回その方法を全面的に改正し、次の如く定められた。⁵」

としている。つまり、課税の趣旨を考慮して、分類された所得を経常的および臨時的にグルーピングし、それぞれのグループ内でまず通算し、それでもなお控除不足額がある場合には、異なるグループから通算できることとなっている。

このように、基本的な損益通算の順序は、総所得金額を、①経常所得グループと、②譲渡・一時所得グループにわけ、まず、それぞれのグループ内で通算し、次に、①と②とのグループ間で通算し、最後に山林所得、退職所得の順に通算するのが骨子となっている⁶。

この規定は、創設当初から経常的所得⁷および経常的所得以外の所得⁸に分類されており、今日までその分類方法を踏襲している⁹。現行所法令が、このような控除順序を設定している理由は、現行制度において各種所得の金額の計算方法が異なるため、どの順番で控除していくかということは税負担に大きな違いが生じるためと説明される。これは、変動所得の課税方法である平均課税を考慮したものであり、軽課される所得が最後まで残らないように、まず軽課される所得を先に通算するためであると考えられる。

この点につき、佐藤氏は、

「所得税の課税の対象とされる所得を計算する場合には、その所得の種類により各種各様の取扱いをすることになっているのであるが、所得の種類によって、このように異なった取扱いをすることとしていることから、例えば、特定の所得について損失が計算される場合に、その損失の金額をどの種類の所得から控除するかによって所得の負担が著しく異なることになる。したがって、所得税法では、各種所得の金額を総合する場合において、ある種類の所得について損失が生じた場合は、それをどの種類の所得から控除するかについての順序と方法を定めているが、これを所得税法上損益通算といっており、その取扱いも複雑になっている。¹⁰」

として、損失金額の控除順序が、納税義務者にとって総所得金額を決定する重要なファクターの一つとなっていることを述べておられる。

また、菊池氏は、

「損益通算という計算過程が必要となる理由は、課税標準の計算方法や税額の計算方法が所得の種類によって異なる場合があるからです。つまり、各種所得の中には、長期譲渡所得や一時所得、山林所得、退職所得のように他の所得よりも課税が軽減されているものがあるため、損益通算に関する一定のルールを設けておかないと人によって税負担が異なる結果をきたすこともありうるので、こうした不公平を避けるうえからこの規定が必要となるわけです。損益通算の基本的なルールをひとことで表現すると、まず同質の所得間で通算を行ない、ついで異質の所得間で納税者の不利にならないような順序（たとえば長期譲渡所得や山林所得などの軽課される所得が最後まで残るような順序）で通算を行なうことであるといえるでしょう。¹¹」

と述べておられる。このように、損益通算の控除順序は、それいかんによって、また個人の納税義務者に発生する所得の種類によって、算出される課税標準額が異なってくることに配慮したものである。

2 損益通算の控除順序の理論的考え方

2-1 現行所法令 198 条の区分の考え方

所法令 198 条は、10 種類に分類されている所得を、さらに経常所得とそれ以外の所得に分類しており、これは他の条文にはない特徴として挙げられる。そこでまず、「経常的所得」の用語の意味を正確にとらえることからはじめよう。

経常的所得という用語は、損益通算の控除順序（所法令 198 条）にのみ用いられている用語であり¹²、その発端は会計学にあると思われる。

経常とは、一定の状態で継続して変わらないことをいう。水野教授は「…、一時的・偶発的な所得である譲渡所得や一時所得を別にすれば、経常的所得、特に、事業所得や給与所得については、継続的に発生するものである、課税年度に区切ることはフィクションである。¹³」として、譲渡所得および一時所得について、臨時的要素を有していることを間接的に示しておられる。

なお会計学では、損益計算書の区分で、每期継続的に生ずるような利益を経常損益と区分していることから、所得税法上の経常所得は、会計学の借用概念であるといえる¹⁴。また臨時所得という用語は、昭和 27 年設立当時は用いられていたが、本条文では用いられていない^{15 16}。

「経常」の意味が会計学の借用概念であるとして、所法令 198 条は、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、および雑所得を経常所得として、ひとつのグループを形成している。しかし、それ以外の所得（譲渡所得、山林所得、退職所得及び一時所得）については、経常的所得のような所得分類がなされていない。そうすると、譲渡所得、山林所得、退職所得、一時所得はどの位置づければよいのであろうか。すなわち、利子所得から雑所得までの所得が経常的所得として規定されているのであるから、それ以外の所得は経常的所得の反意語として、「非経常所得」また「臨時所得」としてとらえてよいのであろうかという問題である。

所法令 198 条は、経常的所得について規定しているものの、譲渡所得、山林所得、退職所得および一時所得について、何らグループ化することを示していない。そうすると、利子所得から雑所得までの所得は、経常的所得としてまとめることができるが、譲渡所得、山林所得、退職所得および一時所得は、その性質上、まとめることが不可能なように思われる¹⁷。なお、経常的所得に対して「臨時グループ」として譲渡所得及び一時所得を分類しており、山林所得および退職所得はグループ化していないとされている¹⁸。このように、経常的所得に対して、譲渡所得および一時所得を「不規則な所得のグループ」として分類しており、山林所得および退職所得は、分類がなされていない。加えて、DHC コメントール「所得税法」では、「…、基本的な損益通算の順序は、総所得金額を、①経常所得グ

ループと、②譲渡・一時所得グループにわけ、まず、それぞれのグループ内で通算し、次に、①と②とのグループ間で通算し、最後に山林所得、退職所得の順に通算するのが骨子となっている。¹⁹」として、経常的所得グループ以外の所得について、あえてグループとしての分類名を提示していない。このことからわかるように、所法令 198 条においては、用語の統一でさえ経常的所得以外の所得について、明確な提示がなされていない^{20 21}。それゆえに経常所得以外の所得はグループ化が困難となっている。

ところで北野教授は、

「回帰性所得と非回帰性所得（原稿料等、退職所得、一時所得等）とでは所得の質的担税力が異なるので、前者には高い負担が、後者には低い負担が要求される。つまり、単に所得の量的担税力だけではなく、所得の質的担税力をも考慮しなければ、憲法の意図する応能負担原則の要請に適合しない。²²」

と述べておられる。回帰的とは、一般的に継続的に繰り返すことを意味しており、人為的に区切られた期間（通常 1 年）において、所得が継続的および反復的に発生し、算定されていることを意味しているものと思われる。北野教授は、質的および量的担税力の観点から、所得を回帰的および非回帰的に区分しておられ、非回帰的所得を原稿料等、退職所得、一時所得等と示しておられる点で、それ以外の所得については回帰的であると解釈できる。回帰的所得を文理解釈するならば、10 種類の所得が毎年継続的に発生するか否かということ基準として分類していると考えられることができる。すなわち、回帰的所得は、稀にマイナスの損失金額が生じる場合もあるが、基本的に収入金額あるいは総収入金額が発生し、每期継続的に所得を得ることが可能であることを前提としたグループ化である。それゆえに、継続的に所得が発生する所得から控除することによってマイナスの金額を相殺し、これにより通算できると考えられる。

つまり、経常的とは回帰的と置き換えることもでき、これは所得の発生がほぼ回帰的に発生することを想定したものであり、そのような所得と、そうでない臨時的にのみ発生する所得を分類し、それぞれの所得の発生状況にあわせて、同じ性質を持つ所得から控除することが望ましいということになる。

したがって、北野教授の提示される回帰的所得および非回帰的所得が、所法令 198 条にいう経常的所得およびそれ以外の所得とすると、若干のズレが生じる²³ものの、ほぼ同義であると考えてよい²⁴。このこ

とから、経常的所得および経常的所得以外の所得は、上記の回帰所得および臨時所得という文言から、その所得が継続的に生じうる性質であるか否かによって分類することができる。

そもそも所得は、その前提として暦年課税を採用しており、「所得」という概念そのものがフロー的であり、定期的に算定されるものと考えられている²⁵。所得の算定について人為的に時間的区切りをつけること²⁶は、包括的所得概念の観点から妥当であるとは言いが、しかし、所得が一定期間内のものとして定義され、その（ように一定期間内のものとして定義された）所得が担税力の最適の指標であるならば、各期の所得は別個独立のものであるということ²⁷になる。すなわち、一定期間内のものが所得として定義され、それが担税力を加味したものであるならば、個人の納税義務者の所得のサイクルには、定期的に算定される所得とそうでない所得が存在することから、一定期間内に定期的に算定される所得とそうでない所得に分類する必要がある。そうすると、所法令 198 条が規定している経常所得および臨時所得というグループは上記のような所得の定期的な算定に基づいていると考えることができよう。つまり、経常的所得は、所得の算定を定期的にとらえることが可能であるが、臨時所得は、所得の発生そのものが不定期かつ突発的であり、これを定期的にとらえることができない。そのため、所法令 198 条は、所得をサイクルと所得のフローで捉えて分類していると考えられる。このグループ分けには、このほかに期間損益の考え方、および課税の差異が考慮されている。

期間損益計算について、畠山教授は、

「…所得税法は、所得金額の算定にあたって一暦年ごとの期間計算を原則としており、ある年の損失は、それがいかに多額であっても、原則として次の年の所得金額から控除することはできない。しかし納税者の日常生活は、このような課税所得計算のための人為的な期間とは別に連続して営まれており、また期間計算の原則に固執することは、数年間にわたって比較すると、さほどの損失を被らなかつた他の納税者との間に課税の不公平を生ずる。²⁸」

と述べておられる。

ところで、期間損益計算を基準に区分された経常的所得は、分類所得税および総合所得税の立場からはどのように評価できるのであろうか。すなわち、担税力の質的差異および源泉を考慮しない担税力の大きさという観点から、経常的所得という区分が妥当かという

ことが問題となろう。

分類所得税に基づいて分類された各種所得は、人的要素および物的要素を基準として、担税力の質的差異を表している。これは、人的要素を有する所得は担税力の質的差異が小さく、物的要素を有する所得は担税力の質的差異が人的要素と比較して大きいというものであった。それは所得を稼得する要素が個人的な事情によって制限を受けるか否かという点にあったからである。このような担税力の質的差異の大小を加味した所得分類は、分類所得税の立場から評価できるものといえよう。しかしながら、担税力の質的差異を加味した所得を経常的所得としてひとまとめにすることは、担税力の質的差異という観点から評価できるものではない。

この点につき、北野教授は、回帰性所得には高い質的担税力が要求されるとしている²⁹が、それは回帰性という極めて所得の発生の反復・継続性に着目した担税力の負担を意味しており、必ずしも筆者のいう担税力の質的差異と同じものではない。

また通説では、

「所得税は、総合課税主義を採用しているので一応一切の損益を通算して所得金額を計算することも考えられるが、経常的所得と長期資産処分所得等の臨時所得とはその性格が異なっていること、純財産増加説を採用していないこと等で完全に総合されているものでないとの理由で一時所得以外の所得の計算上損失がある場合には通算できることとなっている。³⁰」

として、性格の違いから経常的所得とそれ以外の所得に分類している。つまり、軽課される所得が最後まで残らないように、納税義務者間の是正を図っており、担税力の調整を考慮した控除順序となっていると考えられる。しかし、勤労性所得軽課と資産性所得重課が図られるべきにもかかわらず、実際には資産性所得である利子・配当所得については源泉分離や源泉選択などの優遇措置が認められ、同じく土地・建物等の長期譲渡所得についても特別控除や分離課税が認められるなど、むしろ所得の分類が資産軽課に利用されている³¹ため、結局のところ、当初の担税力の質的差異は求められていない。

ここで注目すべきことは、総合課税を採用しているとはいえ、そのベースとなる考え方に純財産増加説を採用していないことで完全に総合されていないことである。これは不完全な総合形態になっていることにほかならず、それゆえに経常的所得および経常的所得以

外の所得に分類されているのである。

2-2 所法令 198 条の区分の考え方の提案

所法令 198 条（損益通算の控除順序）は、上述した期間損益計算の考え方をベースとして、課税の差異を考慮した条文である。これは損益通算の控除順序と同時に、所得の優位性をも示していると考えことができ、総収入金額から必要経費等を差し引いて算出された純所得に根拠があると思われる。純所得には、マイナスの損失金額が生じる所得もあれば、最初からマイナスの損失金額が生じないと考えられる所得³²の種類もあるからであり、このことからどのような順序でマイナスの損失金額を控除していくことが望ましいかということが導き出されるからである。それゆえに、所法令 198 条は、マイナスの損失の発生を個人の納税義務者の任意によって、故意に生じさせることが可能か否かを基準に経常的所得か、あるいは臨時的所得としていると考えることができよう。

繰り返しになるが、経常所得においてマイナスの損失金額が生じるのは、事業所得および不動産所得である。それら所得は損失の発生を回避させる手段をとればこそすれ、故意に損失を発生させるということは、常識的経済人では考えられないから、生じたマイナスの損失金額は優先的に他の所得金額から控除されるべきである。

他方、経常的所得以外の所得において、マイナスの損失金額が発生するのは譲渡所得および山林所得である。譲渡所得は、これまでの所得あるいは損失が一度に実現し、またその時期を納税義務者が選択することが可能である。

例えば、現段階で売却すると確実にマイナスの損失金額が生じる、評価額が値下がりした土地を保有していたとしよう。同時に、事業を営んでおり、プラスの事業所得が算出されることが予測される場合、事業所得と相殺するために敢えて譲渡所得のマイナスの損失金額を生じさせ事業所得と通算することも可能である。そうすると、経常的所得は、マイナスの損失の発生を操作することができない所得の集合体といえる。それは所得の性質に加えて、所得の計算方法において、マイナスの損失の発生を防止しているからであり、マイナスの損失が生じると考えられる不動産所得および事業所得は、故意にマイナスの損失を発生させる性質の所得ではない。これに対して、個人の納税義務者の選択意思によりマイナスの損失の発生を故意に生じさせることができる所得は譲渡所得である。つまり、所

法令 198 条は、マイナスの損失の発生を意図的に生じさせることのできる所得とそうでない所得を分類し、納税義務者の租税回避を防止する役割が備わっていると考えることができる³³。

また、山林所得は、総収入金額から必要経費および特別控除額を差し引いて計算されるが、しかしながら、山林所得は概算経費を用いて所得計算を行うため、マイナスの損失金額は発生しない。加えて、山林所得は分離課税であるので、必然的に損益通算の対象から除外される。むろん、譲渡所得に関しても、土地、建物、株式等については租税特別措置法により分離課税が認められているので、損益通算の対象から除外される。つまり、マイナスの損失金額の発生を納税義務者自身が選択できる所得は、課税方法を異にして、損益通算の対象から除外している。したがって、現行の損益通算は、損失の発生を操作できないそのみを対象とし、それ以外のマイナスの損失金額を除外していると考えられる。このことから、個人の納税義務者によって故意に生じさせることができないマイナスの損失金額から優先的に控除し、次いで納税者の選択意思によってマイナスの損失金額を生じさせることが可能な所得を控除することにより、損失控除の公平性を図っているものと思われる。ただし、結局のところ、マイナスの損失金額が、その発生を選択できるか否かに関わらず控除されることになるとすると、経常的所得および経常的所得以外の所得は、分類した意味が相殺されると考えられる。加えて、上述した 2 つの考え方に対する批判として、損益通算が、分類所得税および総合所得税をつなぐツールであるにもかかわらず、軽課される所得と重課される所得を考慮して順序が決められていること、および納税義務者間の公平に配慮した順序であることである。そこで以下では、所法令 198 条の分類方法について、所得類型をベースとした考え方を提唱したい。

経常的所得は、反復継続して発生する所得をまとめていることから、分類所得税のベースとなる制限的所得概念の考え方を受け継いでいると考えられる。他方、経常的所得以外の所得は、所得の発生が継続的ではなく不規則に発生する所得である。経常的所得以外の所得は、総合所得税のベースとなる包括的所得概念の考え方を受け継いでおり、一時的に発生する所得も所得として包括的に把握し、その中で通算しようとするものである。したがって、これらの分類は、分類所得税および総合所得税の双方を両立させたものであると考えられる³⁴。すなわち、所法令 198 条は、

経常所得に分類所得税の名残をおきつつ、しかし他方で、経常的所得以外の所得を設け、経常的所得と通算することによって損益通算たらしめていると考えることができよう。

3 改正所法令 198 条の技術的考え方

3-1 改正所法令 198 条の所得分類

さて、今一度振り返ってみると、各種所得は、包括的所得を形成する雑所得をベースとして、発生源が特定されるものは各種所得に分類される。各種所得が、それぞれの計算規定において必要経費性を認めていること³⁵からすると、雑所得も事業類似に係る所得稼得のために要した費用および損失には必要経費性があり、このことから本質的に雑所得は控除されるような支出がある。そこで雑所得を損益通算の対象所得として他の所得金額と通算を認めるべきであることを提言した。そうすると、必然的に損益通算の控除順序（所法令 198 条）について立法的改正が必要となる。ただし、ここでの問題は、雑所得を損益通算の対象所得とした場合、雑所得のマイナスの損失金額を現行の経常的所得から通算することが、先に提案した所得区分の考え方に合致しているのかということである。

現行所法令 198 条は、「損益通算の基本的なルールとしては（下線、越智）、まず同質の所得間で通算を行ない、ついで異質の所得間で納税者の不利にならないような順序（たとえば長期譲渡所得や山林所得などの軽課される所得が最後まで残るような順序）で通算を行なう…³⁶」として、所得間の不利を是正するために、経常所得およびその他の所得に分類した上で、控除順序を規定している。

損益通算は、各種所得の金額が相互に関係する唯一の機会であり、所得税法が総合所得的な性質をも有することを示している³⁷が、實際上、そうであるとは言い難い。そこで、経常的所得および経常的所得以外の所得の分類を残したまま、しかし課税の観点からではなく、本来の所得の性質に準拠した分類方法を以下に提示する。

所法令 198 条は、文理解釈上、每期継続的に発生する所得とそうでない所得に分類しており、一見、所得の性質とは無関係のように思われるがそうではない。現行法の分類は、その経常的所得および経常的所得以外の所得という名称に問題があるものの、基本的に同質間にまとめることには合理性があると思われる。なぜなら個人の納税義務者の不利にならないよう、とりわけ課税方法を考慮した順序だからであり、その分類

は、所得の性質というよりはむしろ課税方法を重課と軽課に分類していると考えることができよう³⁸。しかしながら、所得分類は課税方法によって決せられるものではなく、所得の性質によって分類され、それぞれの性質に応じた計算方法が規定されている。このように考えると、所得を2分している経常所得とその他の所得という名称とその内容は、矛盾しているということになる。ただし、10種類の所得分類を2分していることは、最終的に所得をまとめるための前段階として合理性があるため、分類そのものは残す必要があると思われる。そのうえで、所得をどこに分類するか検討する必要がある。

所法令 198 条の分類の発想が、分類所得税および総合所得税の所得類型に基づいて創設されたものであると考えるならば、経常的所得は、分類所得税のベースである制限的所得概念を発想としたものであると考えることができる。他方、経常的所得以外の所得は、総合所得税のベースである包括的所得概念を発想としたものであると考えることができる。そうすると、経常的所得およびその他の所得の内容は、現行法の状態では齟齬が生じているといわざるを得ない。

3-2 所得の総合と損益通算の控除順序

3-2-1 1 回目の通算

すでに述べたとおり、経常的所得は分類所得税のもと、所得をその源泉ないし性質に応じて分類された所得の集まりである。他方、経常的所得以外の所得は総合所得税のもと、包括的所得概念を発想として、臨時的・突発的な所得も所得であるという考え方から分類された所得の集合体である。そこでまず、現行法の経常的所得について考えてみることにしよう。

現行所法令において、経常所得に該当する所得は6種類の所得である。不動産所得および事業所得は、資産所得および資産勤労結合所得であり、総収入金額を得るために事前の支出を余儀なくされる。必要経費を上回る収入金額を得ることができるとの確実性がないことから、仮に損失金額が発生した場合にその損失金額を他の所得から控除できることとなっている。そうすると、事業所得および不動産所得のマイナスの損失金額が発生した場合、給与所得および雑所得から控除されることとなる。給与所得は、概算経費控除で経費性を認めているが、基本的にマイナスの損失金額が生じない所得形態である。事業所得および不動産所得のマイナスの損失金額を給与所得の所得金額と相殺することによって、重課である所得のマイナスの損失金額

を軽課される給与所得の所得金額から控除してバランスを保っているものと思われる。

雑所得は、総合所得税の立場から要請された分類所得であり、本来マイナスの損失を生じる可能性のある所得であることから、第1回目の通算において、事業所得および不動産所得のマイナスの損失金額を控除することは望ましくない。所得は元来ひとつの所得であり、その所得を切り分けたものが各種所得である。これを現行の所得分類に当てはめてみると、拙稿「分類所得における包括的所得の構成—分類基準の多様性に関する考察—」³⁹でも述べたとおり、通説では、分類された所得を三次元的に切り分けており、そこから漏れた部分を寄せ集めたものが雑所得になると説明される。しかし、筆者は、雑所得を包括的所得としてとらえ、そこから発生源泉もしくは性質が特定できるものについては、各種所得に分類される。そうすると、雑所得は他のどの所得にも該当しなかった所得の寄せ集めではなく、むしろ雑所得を基点としており、そこから切り離された所得はマイナスの損失を生じる可能性があることから、雑所得そのものもマイナスの損失を生じる可能性があると考えることができよう。つまり、雑所得は包括的所得であるから、分類所得税から要請された所得と混同して通算することは妥当ではない。雑所得は総合所得税の立場から分類された分類なき分類所得であるので、一時的・偶発的な所得と同様に通算すべきであると考え。なお、前節において、雑所得のうち本来マイナスの損失の金額が生ずべきものについては、それを他の所得金額から控除するべきであり、雑所得のマイナスの損失金額を損益通算の対象所得とする立法的措置を行った。雑所得のマイナスの損失は、いわば包括的所得において生ずるものであり、これはその他の所得間で通算することが望ましいと考える。

3-2-2 2回目の通算

さて、上述したように、雑所得は総合所得税からの要請で創設された所得であるので、経常的所得・経常的所得以外の所得が、分類所得税および総合所得税という観点から分類されたものであるとするならば、雑所得は経常的所得以外の所得に分類されることになる。

雑所得のマイナスの損失金額には、事業類似に係るマイナスの損失金額と趣味に係るマイナスの損失金額があり、拙稿「雑所得の損失に関する控除可能性の検討」⁴⁰では、趣味に係る、いわゆる家事費のマイナスの損失金額を損益通算から排除し、事業類似に係るマ

イナスの損失金額を損益通算の対象とし、他の所得金額から通算できることとした。すなわち、所得の稼得活動上の所得である事業類似に係る雑所得については損益通算が可能とした。このことから、事業類似に係る雑所得は経常的所得に該当するのではという解釈も成り立ち得よう。また、雑所得が事業等所得から分離した所得であるから、事業所得と類似した性質を持ち、それゆえに経常的所得から控除することが望ましいとも考えられよう。

しかしながら、雑所得が分類された所得の中において、総合所得税の観点から創設された所得であることに鑑みると、分類所得税の考え方のもと、所得を発生源泉ないし性質別に分類した所得を統合した経常的所得と、基本的に相容れないと考える。

筆者は、雑所得が事業等所得から分離した所得であるから、損益通算の対象となるべきであるとの考え方ではなく、あくまでも総合所得税たらしめる役割をしている雑所得を損益通算の対象としないことは、それは結局、現行制度が分類所得税にほかならないと考えているからである。それゆえに、雑所得のマイナスの損失を損益通算の対象所得として控除できることとし、経常的所得以外の所得から控除することは、総合所得税の立場から見ると源泉を考慮しない担税力の大きさに合致しているといえる。

さて、経常的所得以外の所得は、総合所得税の発想から分類されたものである。現行施行令は、いうまでもなく、退職所得、譲渡所得、山林所得および一時所得であるが、実質上、損益通算が可能所得は、退職所得および一時所得であり、譲渡所得および山林所得は、分離課税となっているため、損益通算の対象から除外される。そうすると、経常的所得以外の所得のグループは、一時所得のみということになる。雑所得の損失は、総合所得税の発想に基づいた分類であるので、その他所得に該当するべきであると考えられよう。したがって、不動産所得および事業所得のマイナスの損失を経常所得から控除してなお、経常的所得のグループにマイナス（＝赤字金額）が生じたときは、経常的所得以外の所得のグループのプラス（＝黒字金額）から通算を行なうが、仮に、雑所得のマイナスの損失金額が算出された場合、経常的所得の赤字金額と経常的所得以外の所得の赤字金額（雑所得のマイナスの損失金額）を合算する。

3-2-3 3回目の通算

所得の総合では、一次通算および二次通算の後、山

林所得の赤字がある場合は、経常的所得のグループのプラス（黒字金額）から山林所得のマイナス（赤字）を通算することができる。また、それでもなお山林所得のマイナスの損失金額が通算しきれない場合には、経常的所得以外のグループのプラスと通算することが可能である（所法令 198 条 6 号）。しかしながら、山林所得は先にも述べたように、概算経費を用いて所得計算を行い、しかも分離課税であるので、実質上、三次通算は機能しないと考えるべく、損益通算の控除順序は二次通算で終わると考えられる。

4 結びに代えて

現行所得税における所法令 198 条の分類において、経常的所得グループには、利子所得、配当所得、給与所得、事業所得、不動産所得および雑所得が該当し、それ以外の所得は経常的所得以外の所得グループに該当する。

本論文では、これらの分類の根拠について 3 つの解釈を述べた。その中でも所法令 198 条の分類は所得類型に基づいて 2 つに分類されているとした。つまり、経常的所得は、制限的所得概念を発想として、每期継続して発生する所得を「経常的所得」グループにし、その他所得は、包括的所得概念を発想として、一時的・臨時的に発生する所得を「経常的所得以外の所得」グループとした⁴¹。

所法令 198 条は、技術側面を前提としてそのグループの性質は考慮されていない。しかしながら、所法 69 条が所得の性質に基づいた所得計算方法を採用し、その上で損益通算の対象所得を決定していることに鑑みると、所法令 198 条もこれにしたがって分類すべきであると考えられる。10 種類の所得を所法令 198 条の分類にしたがって分類した場合、経常的所得は、制限的所得概念を発想としていることから、該当する所得は、利子所得、配当所得、給与所得、不動産所得、事業所得、山林所得、退職所得、および譲渡所得となり、他方、経常的所得以外の所得は、包括的所得概念を発想としていることから、該当する所得は一時所得および雑所得となる。したがって、所法令 198 条は、所得類型に基づいて経常的所得および経常的所得以外の所得のグループ内の所得を検討したところ、譲渡所得および山林所得は経常的所得に、雑所得は経常的所得以外の所得となると考えられる。

これまでの損益通算は、その技術性を利用して、租税回避防止および家事費的要素の排除を尺度においてきた⁴²が、本論文では、新しい損益通算制度を考え

る上で、実質上、機能する損益通算制度の構築に加えて、異なる 2 つの担税力を同時に達成することを念頭に、すべての所得を損益通算の対象所得とし、とりわけ総合所得税の観点から創設された雑所得のマイナスの損失金額を他の所得金額から控除するという提案によって、これまで損益通算の機能を回復させた^{43 44}。損益通算制度が機能的かつ実効的になることによって、双方の所得類型の融合と異なる担税力の調整を図ることができるものと思われる。

以上

- 『大阪樟蔭女子大学研究紀要』第 2 号 169-180 頁 (2012)。
- 雑所得を損益通算の対象所得とただけでは、総合所得税といえないことは言うまでもない。すなわち、各種所得の計算方法において、マイナスの損失金額が生じうるような計算方法を立法論から改正しない限り、損益通算制度を用いて総合所得税とすることはできない。
- 所法令 198 条では、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得および雑所得を「経常所得」というグループでまとめている。
- なお、昭和 27 年以前に損益通算の順序に関する規定がなかったわけではない。

損益通算は、昭和 22 年の税制改正において創設されたのであるから、昭和 27 年の全面改正以前に損益通算の方法について規定がなされていた。

「損益通算に関しては、損失の金額のうちに変動所得計算上の損失の部分の金額があるときは、まず当該変動所得計算上の損失の部分の金額から控除を行い、当該控除をなす相手方のプラスの所得のうちに変動所得があるときは、まず当該変動所得の金額から控除を行うこととした。これは複雑な計算を必要とする変動所得に関する部分をまず除く意味であって、2 においても同様である。なお、従前これと同様主旨で規定されていた資産所得に係る事項は、今回の資産所得合算制の廃止に伴いその意味を失ったので除かれている。(規則第八条)」

(岡山亮次「所得税法の施行規則」『税経通信』6 巻 5 号 119 頁 (1951))。

- 掃部實「所得税法の施行規則等の改正について」『税経通信』昭和 27 年 5 月増大号 118 頁 (1952)。

なお、1952 年当時は旧漢字が使用されており、本文に引用する際には、常用漢字に訂正して記載

している。

- 6 武田昌輔『DHC コメントール所得税法 [3]』4531頁(第一法規出版、加除式)。
- 7 経常所得とは、利子、配当、不動産、事業、給与および雑である(所法令198条1項)が、これ以外の所得については、確定的な分類がなされていない。

本論文中では、経常的所得との対比で「経常的所得以外の所得」という用語を用いることとするが、以下のような用語を用いている場合もある。

「不規則な所得」という用語を用いて、経常所得と区別している場合がある(岩崎勇・小松哲『三訂版 所得税法の解説』53頁(一橋出版、1999))。

これ以外に経常的所得を「回帰的所得」、そのほかを「非回帰的所得」という用語で代替している場合も見受けられる。

いずれにせよ、経常的所得とそれ以外の所得を区別するための分類である。なお、掃部氏は、昭和27年の所得税法の施行規則等の改正について、損益通算の方法の改正の中で、経常的所得と臨時的所得に分けて説明しておられる(掃部・前掲注(5)119頁)。

- 8 臨時的所得については、一時的所得、臨時所得、非経常的所得および不規則な所得など、表現方法は様々である。ただし、経常的所得については、分類された所得およびその表現方法は同一である。

これらを考慮すると、臨時的所得に含まれる性質というよりはむしろ、経常的所得に該当しない所得ととらえるほうが正しいであろう。なお、本文においては、「経常的所得」および「経常的所得以外の所得」で統一することとする。

- 9 このように分類された沿革上の理由は明らかではないが、昭和27年の所得税法施行規則等の改正では、すでに経常的所得および経常的所得以外の所得として2つのグループに分類されていた。この理由について述べられている文献は見当たらない。

昭和22年の税制改正では、損益通算の規定が設けられたとき、すでに所法9条2項において、「第1項の規定により所得金額を計算する場合において、山林所得の計算上損失があるときは、これを譲渡所得の金額から差し引いて計算し、譲渡所得の計算上損失があるときは、これを山林所得の金額から差し引いて計算する。」として、譲渡

所得と山林所得間での通算を認めている。

昭和25年の税制改正では、条文から損益通算の順序規定が外され、命令でこれを定めるようになった。損益通算の方法について所得税法施行規則第8条は、

「損益通算に関しては、損失の金額のうちに変動所得計算上の損失の部分の金額があるときは、まず当該変動所得計算上の損失の部分の金額から控除を行い、当該控除をなす相手方のプラスの所得のうちに変動所得があるときは、まず当該変動所得の金額から控除を行なうこととした。これは複雑な計算を必要とする変動所得に関する部分をまず除く意味であって、2においても同様である。なお、従前これと同様主旨で規定されていた資産所得に係る事項は、今回の資産所得合算制の廃止に伴いその意味を失ったので除かれている。(常用漢字に訂正して表記)」

と規定している(岡山・前掲注(4)119頁)。

したがって、変動所得の複雑な計算方法を解消するために、規定が設けられ、現行所法令199条(変動所得の損失等の損益通算)はこれを踏襲していると考えられる。

なお、現行所法令198条は、昭和25年の税制改正をベースとして規定されたものと考えられるが、定かではない。

- 10 佐藤晃郎「所得税における損益通算の具体的取扱い」『税経通信』23巻1号56-57頁(1968)。
- 11 菊池幸久「所得税の損益通算の留意点」『税経通信』24巻3号70頁(1969)。
- 12 「経常所得」は所法令198条で用いられている用語であるが、損益通算の控除順序が創設された昭和27年当時は「経常的所得」および「臨時的所得」という分類方法であった。(掃部・前掲注(5)、「所得税法施行規則等の一部改正」『税経通信』100号記念特大号(1953)参照)

それが現在の所法令198条は「経常所得」のみの使用となっている。創設当初から現行の所法令198条に使用されている用語、すなわち「経常的所得・臨時的所得」から「経常所得」に変更になった経緯は、資料がないために追及することができなかった。

なお、本論文では、現行の「経常的所得」で統一するものとする。

- 13 水野忠恒『租税法』267頁(有斐閣、第5版、

- 2011)。
- 14 会計学において「経常」という用語は、損益計算書で段階的に損益計算を行なう際に用いられる。会計学上、費用収益の対応によって損益を計算する場合、当期に認識された費用収益であっても、「当期における固有の、経常的な費用収益」と「過年度の費用収益や臨時的な損益」を区別し、前者は「経常損益」、後者は「特別損益」として別個に計算・表示される（中村忠『新訂 現代会計学』142頁（1991））。
- 15 現行法では、所法令 198 条において、利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額及び雑所得の金額を「経常所得の金額」という用語を用いて区分しているが、臨時的所得という用語は用いられていない。
- 所法令 198 条が創設された昭和 27 年当時は用いられていたにも関わらず、臨時的所得という用語を用いなくなった根拠は定かではないが、令 198 条が創設されてから昭和 39 年まで、臨時的所得という用語は用いられていた。おそらく、昭和 40 年の税制改正において、損益通算に関する条文の全文改正が行われたことに伴い、令 198 条も所法 69 条にならって改正されたものと思われる。
- 16 会計学においても、臨時的損益という用語は用いられず、特別損益という用語で経常損益と区別している。
- 会計学上、「経常」という用語の反意語として「特別」という用語が用いられる。とりわけ、経常損益計算において、経常損益と特別損益に分けられる。特別損益は、企業の正常な活動外において生じた損益であり、経常損益に含まれない期間外の利得・損失を指す。なお、臨時という用語は臨時損益で用いられるが、これは特別損益の一部である。本来、企業の正常な収益力のみを示す考え方が会計学でとらえられていたが（当期業績主義）、企業の当該年度の全体的な収益力を明らかにするために、特別損益を含めて損益計算書を作成する考え方が採られるようになり（包括主義）、現在ではこちらが一般的である。
- 17 譲渡所得は、これまでの資産の増価益を清算する性質をもち、山林所得は、立木を売却することによって得られる所得であるから、これも清算所得になると解釈することができる。また、退職所得は、これまでの勤務に対する清算の要素があると考えられる。
- そうすると、譲渡所得、山林所得および退職所得は、清算の要素を持つ所得としてまとめることができるが、一時所得はこの要素に馴化しない。
- 18 岡村忠生・渡辺徹也・高橋祐介「図 2-2 損益通算」『ベーシック税法』80 頁（有斐閣アルマ、第 4 版、2009）。
- 19 武田・前掲注（6）4531 頁。
- 20 なお、経常的所得を「継続的所得のグループ」とし、譲渡所得および一時所得については「半継続的所得のグループ」として表示している場合もある。（右山昌一郎『図解所得税がわかる本』194 頁（日本実業出版社、1995））。
- 21 水野教授は、グループ別に損益通算の制限を加え、経常的所得を「継続的・経常的所得」とし、それ以外の所得を「一時的・偶発的所得」として、分類しておられる（水野・前掲注（13）265 頁）。
- 22 北野弘久『税法学原論』140 頁（青林書院、第 4 版、2000）。
- 23 北野教授は、原稿料等を非回帰性所得に分類しておられるが、原稿料等は雑所得（執筆業を生業とする作家は事業所得となる。）であり、所法令 198 条においては、経常的所得に分類されている。このほか、譲渡所得および山林所得は、回帰性所得の意義から非回帰性所得に属するものと思われるが、特に明確な分類がなされていない。
- 24 なお、各種所得を所得稼得の回帰性という基準に基づいて分類した場合、どのような分類になり、担税力の質的差異が他の基準を採用した場合と比較して変動するのかについて検討した。この所得稼得の回帰性は、所法令 198 条に基づいて分類していた。このとき回帰性の反意語として臨時的所得という用語を用いている。
- 25 中里実「所得概念と時間－課税のタイミングの観点から－」金子宏編『所得課税の研究』136 頁（有斐閣、1991）。
- 26 中里教授は、課税年度の時間的区切りについて、会計期間の人為性、租税徴収のための機関の人為性、および課税所得算定期間の人為性について、「所得」の概念が本来、時間的に区切ることができないにもかかわらず、会計期間の公準という観点から、定期的な税収確保のために、人為的に算定期間を区切らざるを得ないことを指摘しておられる（参照、中里・前掲注（25）132-133 頁）。

- 27 中里・前掲注(25) 134頁。
- 28 畠山武道・渡辺充『新版 租税法』150頁(青林書院、2000)。
- 29 北野・前掲注(22) 140頁。
- 30 掃部實「個人の所得計算—申告を中心とした—」『税経通信』56号 102頁(1950)。原文は、旧漢字を用いていたので、本論文では、常用漢字に訂正して表記している。
- 31 畠山ほか・前掲注(28) 87頁。
- 32 代表的な例として、山林所得、給与所得、利子所得が挙げられる。山林所得は戦後の悪性インフレを考慮して、概算経費控除制度(租税特別措置法第30条)が定められており、この制度を活用すると山林所得における必要経費は、収入を超えることはない。また給与所得の金額の計算方法は、その年中の給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した残額とする(所法28条2項)として、概算経費を定めている。さらに利子所得は、その年中の利子所得等の収入金額(所法23条2項)であり、経費の控除は認められていない。これは、通常、利子所得は経費を必要としない、という理由によるものである。
- 33 高倉氏は、
「損益通算は、総合所得税の下において担税力を測定するプロセスの一つであり、生活費や所得の処分的性格がある支出又は租税回避の手段となりうるものはその対象から除かれていることからすれば、タックス・シェルターへの対応についても損益通算制度の趣旨に求めることが可能ではなからうか。」
として、損益通算制度が、2つの機能を有していることを示しておられる(高倉明「損益通算制度について—タックス・シェルターへの対応を含めて—」『税大論叢』52巻 273頁(税務大学校、2006))。
- 34 損益通算の順序においても、分類所得税および総合所得税の所得類型を内在させていると考えることができる。所法令198条は、まず経常的所得内で控除し、次いで臨時的所得内で控除し、それでもなお控除しきれないときは、双方の所得を通算することができる。
- 35 なお、雑所得のほかに他の所得も、現行の所得計算方法ではマイナスの損失金額が発生しない規定となっている。しかしながら、理論的にマイナスの損失金額が発生すると考えられる所得が存在する。また、今後、所得分類が変更され、他の所得金額からマイナスの損失金額が算出されることを想定し、柔軟に対応することが可能な損益通算の順序を構築しなければならない。
- 36 菊池・前掲注(11) 70頁。
- 37 岡村ほか・前掲注(18) 80頁。
- 38 ただし、経常的所得が重課制度を採用しているとはいえ、結局のところ、利子所得・配当所得は、源泉分離課税を採用していることから、損益通算の対象所得から除外されることになる。そうすると、重課である経常的所得は、不動産所得、給与所得、事業所得および雑所得ということになる。
- 39 『大阪樟蔭女子大学論集』第47号 139-152頁(2010)。
- 40 『大阪樟蔭女子大学研究紀要』第1号 156-170頁(2011)。
- 41 沿革上、損益通算の方法は、複雑な所得計算の簡素化、課税方法による個人の納税義務者間の不公平の是正から、現行制度のような順序となった。所法69条が所得の性質から所得計算を規定し、さらに損益通算の対象所得を決定しているのに対し、所法令198条は、計算方法については言うまでもなく、課税方法の側面、とりわけ技術的側面から規定している点において、所法69条の性質論から乖離しているといわざるを得ない。
- 42 歴史的変遷からもわかるように、損益通算は、各種所得を一括して、一つの所得金額を算出することから、技術的要素が強い。それゆえに、損益通算制度を用いて、租税回避の手段として用いられることが少なくない。そこで損益通算が可能な所得あるいは損失の金額を制限して、租税回避を防止してきた。つまり、これまでの損益通算は、巧みな租税回避を規制するための制度であったといえよう。
- 43 岩崎教授は、損益通算の対象所得から雑所得を外したことによって、「…、専ら政治献金に係る節税を封ずるだけのために、総合所得課税制度を歪めるといって、かえって大きな代償を払ってしまったように思われるのである。」としている。これは裏を返せば、雑所得を損益通算の対象所得とすることが、総合所得税に近づくことを意味しているものと思われる(岩崎政明『ハイポセティカル・スタディ租税法』227頁(弘文堂、第3版、2010))。
- 44 水野教授は、
「例えば、わが国では、所得の種類の最後に

雑所得を規定しているが（所法 35 条）、他の所得の損失と雑所得の関係、または、雑所得における損失の取扱い方ひとつで、制限的所得概念にも近づかし、包括的所得概念に接近することになる。」

と述べ、雑所得を損益通算の対象所得とするか否かによって、所得概念の比重が変動することを示唆しておられる（水野・前掲注（13）250 頁）。

雑所得を対象所得しない現行の制度では、制限的所得概念、すなわち分類所得税に傾き、雑所得

を対象とすることによって包括的所得概念、すなわち総合所得税に傾くこととなる。分類された所得が包括的所得概念を発想とする総合所得税に近づくためには、雑所得が重要な位置を占めていることを意味している。したがって、雑所得の損失を損益通算に取り入れるか否かによって、また損失の金額をどれだけ取り入れ、どのように規定するかによって、現行制度での双方の所得概念の調整を図ることができる。

A Functional Examination in Sequence of Deduction for Aggregation of Profit and Loss

Faculty of Liberal Arts, Department of Life Planning
Saori OCHI

Abstract

The purpose of this paper argued two visions, one is theory for sequence of deduction of aggregation of profit and loss, and the other is technology for revision order for enforcement of income tax section 198.

This paper discuss the need to revision of order for enforcement of income tax section 198 quit over revision of income tax section 69.

There are three interpretations classification evidence-based possess sequence of deduction theoretical vision for aggregation of profit and loss.

Among then the author offered to classify the type of two.

The new sequence of deduction for aggregation of profit and loss deducts the miscellaneous income from outside ordinary income with recurrent nature.

Keywords: aggregation of profit and loss, order of allowance, enforcement of income tax, current income, concept of income